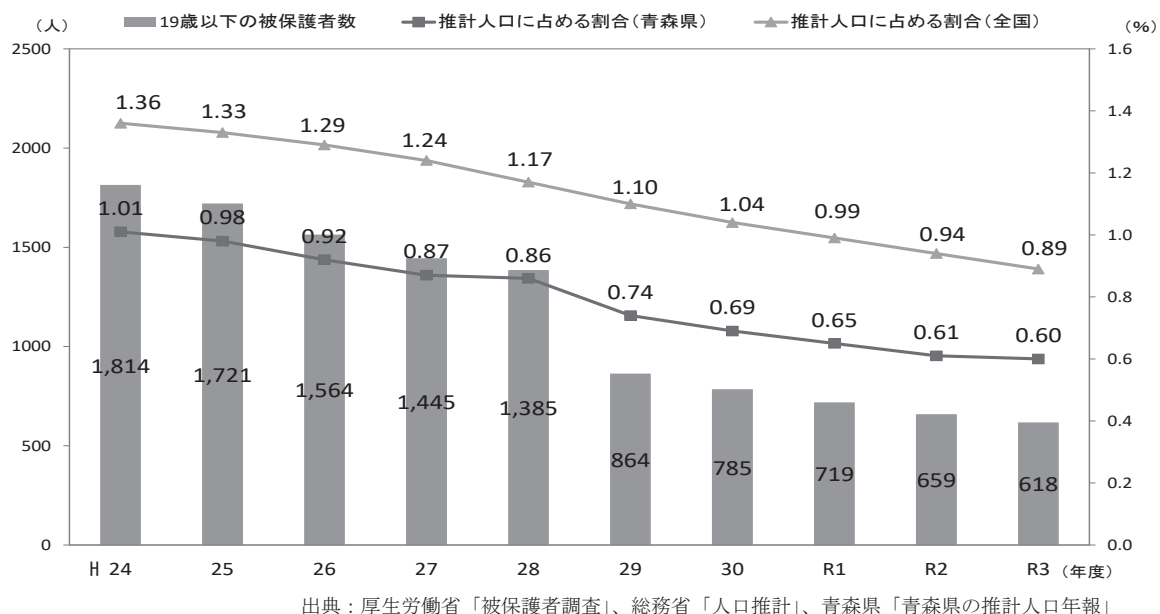


第5章 子どもの貧困問題

1 生活保護世帯の19歳以下の被保護者数の状況

本県（中核市を除く）の生活保護世帯における19歳以下の被保護者数は、平成24年度以降減少し、令和3年度は618人となっている。また、県の19歳以下の人口に占める割合は、令和3年度は0.60%となっている。

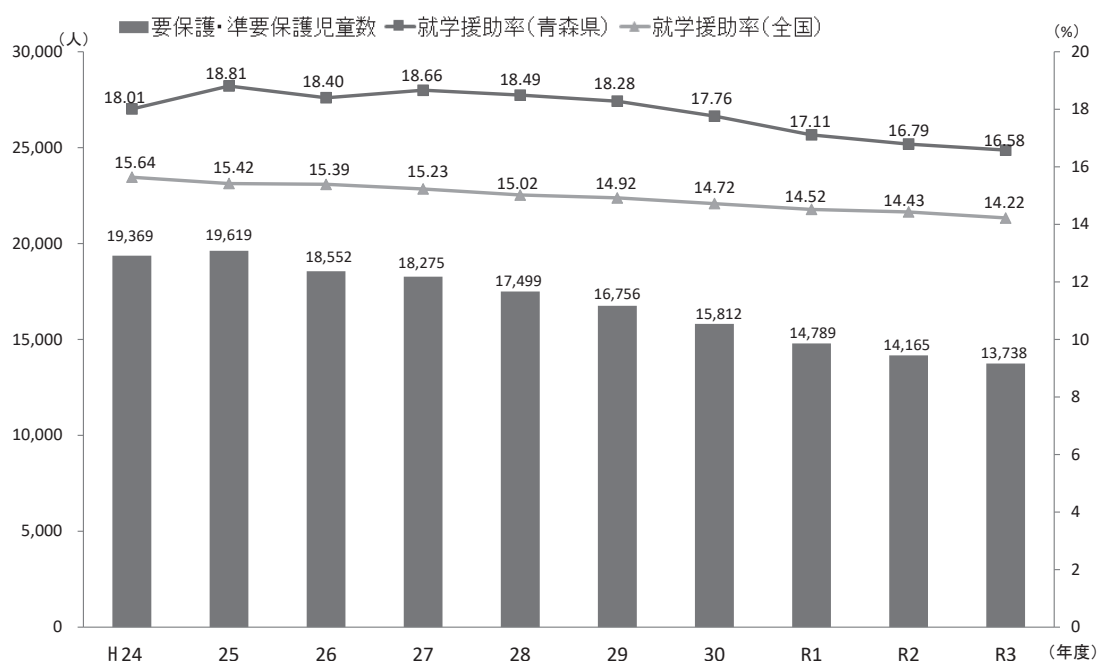
第1-5-1図 生活保護世帯の19歳以下の被保護者数の状況（中核市除く）



2 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移

本県における要保護・準要保護児童生徒数は近年減少しており、令和3年度は13,738人と、前年度より427人減少している。また、本県の就学援助率は全国を上回る状況が続いており、令和3年度は16.58%と全国を約2.4ポイント上回っている。

第1-5-2図 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移

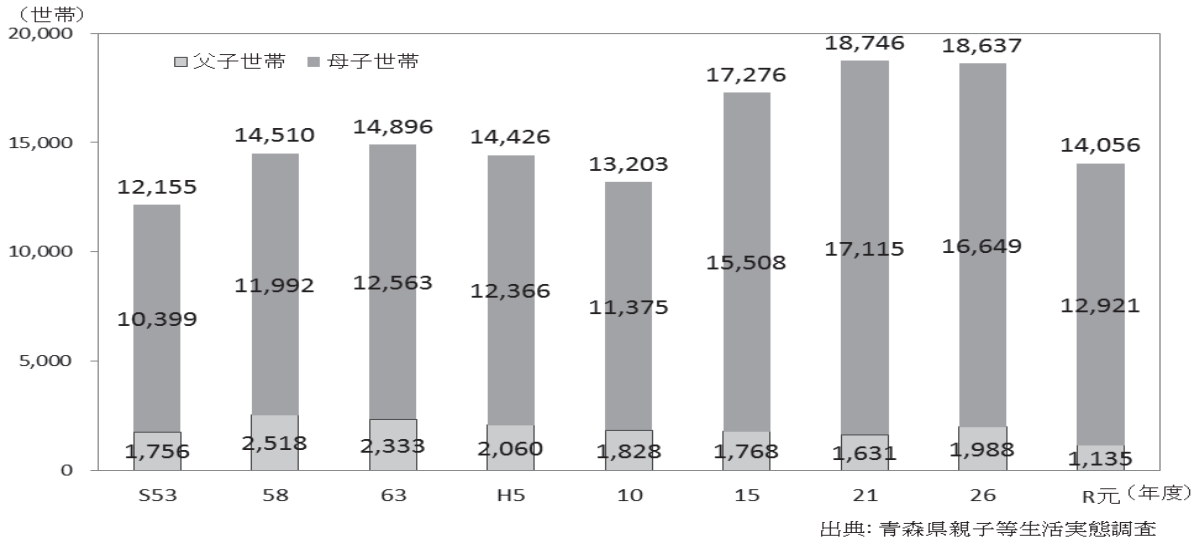


3 ひとり親世帯の状況

(1) ひとり親世帯数

本県のひとり親世帯数は、令和元年度に母子世帯 12,921 世帯、父子世帯 1,135 世帯、合計 14,056 世帯となっている。

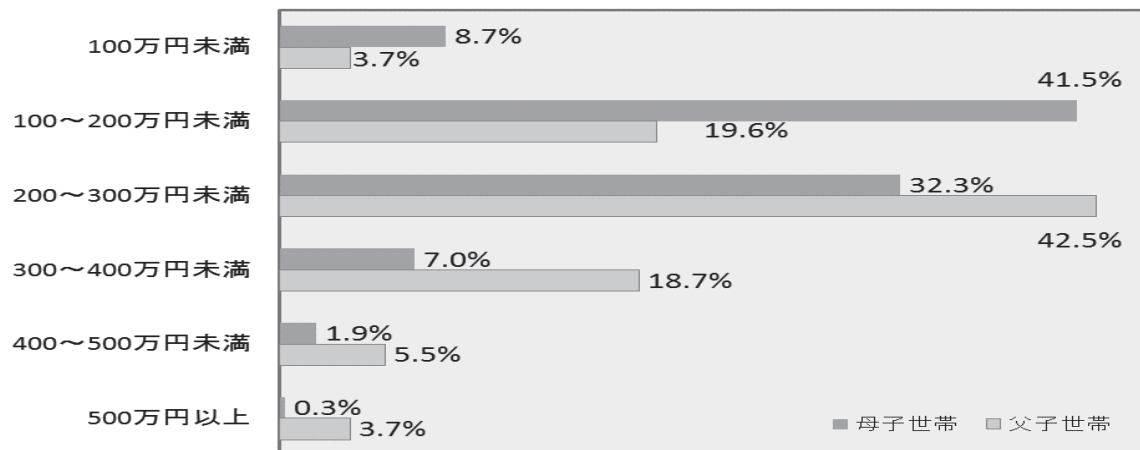
第 1-5-3 図 ひとり親世帯数の推移



(2) ひとり親世帯の年収

本県の母子世帯の年収は、100 万円～200 万円未満が 41.5%と最も多く、年収 200 万円未満が全体の 50.2%を占めている。また、父子世帯の年収は、200 万円～300 万円未満が 42.5%と最も多く、年収 300 万円未満が全体の 65.8%を占めている。

第 1-5-4 図 ひとり親世帯の年収の状況 (令和元年度)



(備考 1) 青森県親子等生活実態調査における母子世帯、父子世帯の抽出方法

平成 26 年度まで 市町村が住民基本台帳又はこれに代わる的確な資料等により無作為抽出
 令和元年度 児童扶養手当を受給している者から無作為抽出

(備考 2) 割合の合計が 100%とならないのは、「無効・無回答」を母数に含めて集計していることによる。

4 ヤングケアラーの状況

令和4年12月から令和5年1月にかけて実施した青森県ヤングケアラー実態調査によると、本県のヤングケアラーの割合は4.8%で、すべての学校種別で確認されており、小学6年生5.9%、中学2年生5.0%、高校2年生3.3%、大学3年生2.5%となっている。

第1-5-5表 ヤングケアラーの割合

小学6年生	中学2年生	高校2年生	大学3年生	合計
5.9%	5.0%	3.3%	2.5%	4.8%
(408/6,971人)	(331/6,584人)	(173/5,217人)	(19/760人)	(931/19,532人)

出典：青森県ヤングケアラー実態調査